

白鳥純一郎

お約束してあったレシユキの資料をお送りします  
ので、お手紙の参加者名に記入する分のレシユキ  
をとりて配布して下さい。  
(702.5部)  
(おと.社入会用)

参加者名以外の問題意訳と又しがあるかもしれません。  
また、そのレシユキの証書から、開始の頃と思っております。  
どうかよろしくお願いします。

1978.6.3

松下昇

追記：会場は五月三日の会通信、正本ドイツ語の本を

<>月で配布します。よろしくお願いします。

この年報の印字を印リとって2Kに742とあると

印刷の誤りか、次回使用できます。この後、後者の

方法を調査して下さい。

河村隆二 様

先日は「聞」の号を送り下さり、ありがとうございました。

私の方は6月10日に大阪で知念に会う予定の集会が

ありましたので、お送り下さったものを紹介し、尚書と

揃ったものに応用させてみたつもりです。この時にも本

と本の資料を同封します。

裁判は検察側証言の大詰の段階で、その後の被告側

の反証が開始されます。研究室は4月以降、何卒お

占拠していただきます。

お返事下さい。

1978. 6. 14

(今日、坂本工場の宿舎に会う予定の公判の日です。)

知念 秀樹の元、教養部への反証書内  
にあります。

# 才25回例会「松下昇氏を囲んで」

1969~1978年

「伝習館」を考える大阪の会

・時 . . . 6月10日(土) 午後3時~6時

・所 . . . 大阪教育大学 天王寺分校 5Y 教室

伝習館斗争にかかれの裁判の一審判決を控え、我々は我々にとっての「伝習館」をもう一度問い直す時期にいるように思います。それは何よりも我々の会の活動力から言ってもそうですし、又全国的な「伝習館」運動の現状から言ってもそうです。我々が7年前にもって出発した問題と状況とはどう変化し、その7年間の歩みをふまえて我々の目標は今どうなっているのか、一人一人のそれを結びあわせる環は今何か、ということをごの機会に考え直してみたいと思うのです。そのために、大阪の会では、今迄支援を続けてきた5人の当該——伝習館の山口、半田、茅嶋、三原、山下、神戸の松下、氏——各氏を招いて、座談的に過去、現在、未来を話してもらおう、という計画を立て、今回の例会は、まず神戸の松下氏にお願いをすることになりました。

今更言うまでもなく、松下さんは、39年の大学斗争を最も尖鋭に闘った一人であり、その後もいろいろな場、いろいろな形でその闘いを続けてこられました。たゞ、これは主として事務局の怠慢であるわけですが、我々の会が興足の初期を除いて、松下さんの活動の様子——たとえば裁判や京大教養部での自主講座と「ドイツ語の本」の編纂など——は大阪の会では伝えられてきませんでした。そういうことを名めて、いろいろな話をうかがいたいと思います。

会員のオマケの参加を呼びかけます。

「伝習館」を考える大阪の会 事務局

# 八月の闘争の事実性

松下昇

7・31 処分審査説明書が手渡される。一四日以内に評議会に対する陳述をすらかどうか申し出よという通告。

8・8・12・5 △処分V粉砕の討論集会。(学館)参加者は数十名。(自主講座運動実行委を中心とする学生、全国的に結集した教員有志、阪神間の反戦労働者・市民)

8・13 評議会あてに、陳述に関する△条件Vの文書を送る。

8・15 評議会から、非公開で八・二〇におこなう、文書陳述は八・二四しめきりという通告。

8・17 評議会から、八・二〇の口頭陳述は一時四時におこなうという通告。

8・19

夕方、評議員が来訪して二枚の紙片(一枚には、前記条件で口答陳述に応じます、とかいてあり、もう一枚には、拒否します、とかいてある。)を示し、いずれかに署名、捺印せよという。いずれも拒否したところ、紙片をもったまま帰った。

夜、大学側の一方的な時・空間性の支配を粉砕するために、六甲空間へ散歩に出かける。「二〇日正午に学館ロビーに現われる」というメモを残して。

8・20 昨夜、評議会がうった電報「〇時にエクラン前で待て」が早朝に配達される。受取人がいないので、評議会側は大あわて。

正午、学館から、評議会に対して、ここにいるという電話をする。仕方なしに学館へ現われた評議会代表は、あとで評議会議長から「カンキンされたらどうする、」と叱られる。

〇時半〜三時、時々、どこかに待機する評議会と連絡をとりつつ評議員代表は私たちと

交渉を続けるが、公開質問状提出者の同行などをめぐって決裂。

夜、今日の責任追求と八・二一再度の口頭陳述の機会を与えるという趣旨の通告が、文書と電報の双方でおこなわれる。

8・21

一〇時エクラン前に行き、一〇時二〇分出發。尾行車をまきながらスミス邸へ。警戒体制の中で△陳述V開始。「ここで発せられる全ての言葉には△Vがつけられている」と前おきして、重層する事実性の第一次元の事実性II記述・文体の批判を展開。三時間余り。

8・22

評議会から、参考人が必要とするなら申請せよ、と通告。ただちに一六名を申請。

8・24

△口頭V陳述と△文書V陳述を媒介するメモを提出し、岡山へ出發。八・二四〜二八岡山で岡山大学二教官の処分に関する人事院の公開審理。神大当局も数人見学にやってくる。人事院段階の闘争を先取しつつ、大学、人事院を水一杯で粉砕。

8・27

評議会は八・三一に第二回の口頭陳述の機会を与えると通告せざるをえなくなる。

8・28

「八・三一の一〇時〇時」と指定してくる。参考人を四名のみ認める。ただし文書による間接的意見表明を九・一正午しめきり。

8・30

電報と文書で「九半、御影公会堂前で待て」と指定してくる。

8・31

朝、石屋川沿いに散歩をたのしみつつ、九時半、指定の場所に登場。大学側の車は、こっけいなほどのまわり道をしながら、県警本部裏のセイイ会館に到着。一〇時〇時まではa、参考人のよび方の形式性IIたんなる証拠づくり b、審査説明書の全面的かきかえの必要性II反革命秩序の表現の根底の破産、を中心に第n次のうち、第一次二次の事実性について拡大自主講座運動を展開。無限に△陳述Vし続けることを宣言。

9・1

全ての△評議員Vあて、総括レジュメというかたちをとった問いかけの△私信Vを送る。

(一九七〇・九・五)



討論の契機のためのレジュメ

昭和49年度京大教養部履習室内の一部

ドイツ語を契機として、参加者が教材やテーマを持ち込むとともに、学外からの問題提起や発言も積極的に行われ、大学闘争の過程で出てきたさまざまな問題（たとえば単位制など）を考えながら、次のような原則でおこなう。

- ① 公開、② 参加者の自由な討論ですべてを決定する。
- ③ この場での討論され、考察の対象となった事柄は、参加者が各人の責任において、以後あらゆる場で展開していく。

1974 ~ 1978 ~ 年

自主ゼミの試み

時空の拡大～浮城

学際的アプローチ

口頭で話し合う

全国的な状況の現状

夏合コンの試み

以下以外の大学における問題

岡山大、徳島大、新潟大、都立大、南山大

京大教養部では一九六九年一二月に、翌年度からの学生「自主ゼミ」を、すべての系列（人文、社会、自然、外国語）について正規授業として扱うことにした。各系列とも（外国語の場合は各学科とも）一コマにかぎり正規の単位（二〜四単位）が認められる。担当者は「原則として」学内の専任教官。開講の手続きは、七一年一月の教授会で、つぎのように定められた。

「学生が開講を希望するゼミナールは一二月二五日までに関係教室に申し出て、当該教室において適当であると認められた場合は、その教室の次年度の授業計画に組み入れるものとする。」

一九七四年一二月、学生が八松下昇・松下未宇V氏を講師とするドイツ語ゼミナールの開講を、ドイツ語教室に申し出てきた。教室は講師を松下昇氏にしぼることを前提としてこれを認め、七五年度の授業計画にこれを組み入れた。しかし翌年三月の教授会は、松下氏を非常勤講師として招聘することを、白紙多数で否決した。

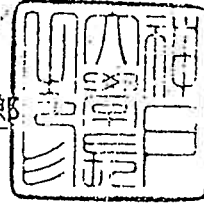
処 分 説 明 書

(教示) この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条および人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であつても処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。

1. 処分者

官 職 神戸大学長事務取扱

氏 名 戸 田 義 郎



2. 被処分者

所 属 部 課  
神戸大学教養部

氏 名 (ふりがな) まつ した のぼる  
松 下 昇

官 職  
文部教官 講 師

等級および号俸  
教育職(一)3等級5号俸

3. 処分の内容

処分発令日 昭和45年10月16日	処分効力発生日 昭和45年10月16日	処分説明書交付日 昭和45年10月16日
----------------------	------------------------	-------------------------

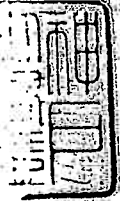
根拠法令 国家公務員法第82条 第1号、第2号および第3号	処分の種類および程度 免 職
----------------------------------	-------------------

刑事裁判との関係 起訴日 昭和45年5月23日	国家公務員法第85条による承認の日 昭和45年10月14日
----------------------------	----------------------------------

処分の理由

上記の者(以下「同人」という)は、次のような行為をした。

- (1) 同人は、「旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働(授業、しけん等)を放棄する。」と宣言して、昭和43年度第2課程(夜間課程)一般教育課程後期の同人担当授業科目の成績表を提出せず、同年度一般教育課程(昼間課程)後期の同人担当授業科目の期末試験の実施を拒否した。また、同人は、昭和44年9月1日から開始された昭和44年度一般教育課程前期の同人担当の授業を拒否し、教養部長事務取扱の警告にもかかわらず、同期の授業を行なわなかつた。



(2) 昭和44年11月8日付公文書をもつて教養部長事務取扱より同人に昭和43年度一般教育課程後期の同人担当の授業科目の成績表提出および昭和44年度一般教育課程後期の授業担当を要求し、授業放棄が給与法による給与減額の対象となることを通告したのに対して、同人は、昭和43年度一般教育課程後期授業科目についてレポート採点する意思を表明し、また、昭和44年度一般教育課程後期授業時間割への同人の授業の組入れを申し出たが、同人は、その後、次のような行為をした。すなわち、昭和43年度一般教育課程後期授業科目の成績判定については、試験制度そのものに対する批判と称して、受講者243名全員に0点をつけた。また、昭和44年度一般教育課程後期の授業については、同人の授業放棄に対する給与減額措置が撤回されるまで休講を続けると宣言して開講せず、教養部長事務取扱よりの警告および休講不承認の通告にもかかわらず、同期の授業を行なわなかつた。そのため、教養部教授会は同人担当授業の受講生を他の教員の授業によりわけ受講せしめることを余儀なくされた。

(3) 同人は、昭和44年2月5日以来、教養部教授会を欠席し、同年10月1日付公文書をもつて教養部長事務取扱より出席を訪告された後も、翌45年4月15日までの間に開催された教養部教授会に、同年1月14日を除き、出席しなかつた。

(4) 同人は、昭和44年度本学入学試験第1日目の同年3月3日に、第1試験場（神戸市立御影工業高等学校）において本学教職員に対して入学試験事務の拒否を煽動する文面のはり紙をなし、学長事務取扱の要請を受けた教養部長事務取扱よりの説得にもかかわらず、同人はそのはり紙を撤去しなかつた。入学試験第2日目の翌4日に第8試験場（兵庫県立神戸高等学校）付近において配付された上記はり紙と同旨の同人名のビラも、同人が作成したものであつた。

(5) 本学評議会の議に基づいて、学長事務取扱が、本学学舎等の不法占拠状態を解除するために、昭和44年8月7日および翌8日にわたり、本学各学舎等の不法占拠者に対して退去命令を発し、大学当局の許可なき者の各学舎内への立入禁止を命令したさい、同人はこれらの命令に従わず、両日にわたつて教養部学舎内に残留して退去しなかつた。

処分を受けた職員の名

松下

昇



- (6) 同人は、昭和44年8月8日に不法占拠状態が解除された教養部学舎のB109教室を、同年9月1日より、一部の学生とともに占拠して無断使用し、再三の教養部長事務取扱よりの同教室の使用禁止・明け渡しの通告をも無視して、翌45年2月28日に至るまで不法占拠を継続した。その結果、正規授業のための同教室の使用が妨げられた。
- (7) 同人は、昭和44年度一般教育課程前期授業開始第1日目の昭和44年9月1日に、一部の学生とともに小林正光教授の化学の授業が行なわれるB109教室に入りこみ、同教室の教壇を占拠し、小林教授の抗議や教養部長事務取扱等による退去説得にも応ぜず、一たん室外に連出された後、再び室内に立入つて教壇の占拠を続け、小林教授の授業実施を中止するのやむなきに至らしめた。
- (8) 同人は、昭和44年9月24日に、一部の学生とともに、教養部学舎N401教室の入口付近に坐りこみ、同教室において行なわれる湯木昭八郎講師を担当主任とする生物学実験の授業を中止するのやむなきに至らしめた。
- (9) 同人は、昭和44年10月8日および9日に、一部の学生とともに、教養部学舎の正門およびB棟入口に机、椅子等を持出してバリケードを築いて同学舎の一部を封鎖し、10月9日の教養部の授業の多くを中止するのやむなきに至らしめた。
- (10) 同人は、昭和43年度一般教育課程後期期末試験第1日目の昭和44年11月8日に、一部の学生とともに、吉村 毅助教授担当の英語の試験場（教養部学舎L1教室）へ試験開始前に侵入してこれを占拠し、試験の実施を中止するのやむなきに至らしめた。また、同日、同人は、一部の学生による妨害のために混乱していた荻野目博道教授担当の英語の試験場（教養部学舎C401教室）に立入り、受験生の前で受験拒否をしそうする文書を板書した。
- (11) 同人は、昭和44年12月3日に、同人の処分を審議する教授会の公断を要求して、一部の学生とともに会議中の教養部教授会の会場に入りこみ、同教授会を中止するのやむなきに至らしめた。また、昭和45年4月8日にも、同人は、一部の学生とともに、教養部教授会開催予定時刻の約1時間前から会場への通路に坐りこんで教授会開催を困難ならしめ、教養部長事務取扱の退去命令にも応じなかつた。

処分を受けた職員の名

松下

昇



河村隆二様

お返事は済みですか？

私の刑事裁判の書物のハロワとお送りします。  
ご一読下さいませ幸いです。

河村さんの公判も気がかりです。資料の返しは  
お送り下さい。

東京地裁の私の公判の資料は9.14に上京の  
際にお手元まで届けておきました。機会が返しは  
ご一読下さい。

'81.10.3

松下昇

十月十三日、十四日、京都における

日本独文学会の開催を契機とする

一 自主ゼミ (実行委員会からの提起

(一九七八・十・十二) 文責「松下昇」(未定)

日本独文学会は、その存続と活動の前提

として少くとも次のテーマについて討論し、

その経過を内心をもつ全ての人に公開すべ

きである。

一、一九七〇年五月三日の日本独文学会に

おける種々な者に関する討論の内容、そ

の後の対応の仕方。

二、現在まで、会費未納を表面的な理由と

して、学会からの連絡を停止され、除籍

処分をうけている人々(確認しうるだけ

でも、松下昇、藤原、藤谷、現、矩雄

池田浩士、)の問題を抜きにして、ト

イツ文学の研究会の研究は成立可能か?

三、今年度の学会が開催される京都大学の教

養部にあつて一九七四年以来おこなわれ

ている、ドイツ語ゼミナール(詳細につい

ては資料参照)の問題を抜きにして、ト

研究会の活動の今後の授業は成立可能か?



〔田共議〕申立および〔再審〕請求（書）

（一九七八年十月二三日）

松下昇 

をいくむ〔自主ゼミ〕委員会

実行

法律扶助協会 兵庫県支部

支部長 官内 勉 殿

水

本年十月一三日付の御通知（兵扶五三発才六ニヨリ）に因りて次の提起をおこないます。

一、前記御通知には（人事院が）不服事由を容れる見込  
みがないという判断がなされてはいますが、本件の申請は  
人事院審理の再南請求のために提起してゐるのであり、  
扶助審査委員会も了承し、請求の正当性を認められてま  
した。前記のような理由づけによる不採扱は、申請の意  
図を生かさず、人事院以上の論議のすりカエとみなされて  
も仕方がないでしょう。

二、本件の不採扱は前記の理由づけ以外にも理由があるの  
ででしょうか。本件を引き受ける弁護士が（神戸）弁護士  
会総体の中に存在しないのかどうかを公表して下さい。  
本件を採扱しえないならば、法律扶助制度は体制的限界を  
明らかにする事となり、（神戸）弁護士会への最低限の信  
頼を揺るぐことになりかねません。

①

三、前述の位相から本件に關して「再審」請求をします。  
もし規則上、何らかの手續きが必要ならば御通知下さい。  
四、なお、十月一三日付の御通知には、提出した書類等を  
同封して返却する旨の記載がありますが、次のものが見  
当りませんので御調査の上で返却して下さい。もちろん  
本件の「再審」に應用していただくのであれば歓迎しま  
すか、その場合も御通知下さい。

住民票（一名について死亡の斜線がある。）一通

昭知四五年四月一六日付証拠写真焼付報告書に關する

檢察官請求証拠目録一枚

昭知四五年十月一六日付神戸大学評議会の処分説明書一通

神戸大学教養部広報第二ニヨリ、第二五号抜粋六ページカ

昭和四七年七月五日神戸地裁第三民事部ハム判速記録一部



大段高裁才九民事部

昭和五一年九月一四日、十一月十一月

同五二年二月一八日、五月四日

の各公判速記録計四部

昭知五三年二月二日神戸地裁才三刑事部公判調書

に添付されてゐる証拠関係カード二枚

人事院へ審理再開を申し入れた日付のリスト一枚

く一九七八、七、二八の審査委員会よる文書一通

五、本件に關するへ資料のつとして、「伝習館」を考ふる

大段の会、会報No. 53を併合的に提出します。とくに6

15ページに御注目下さい。

六、  
.....

(2)

兵扶五三発第六二号

昭和五三年一月一日

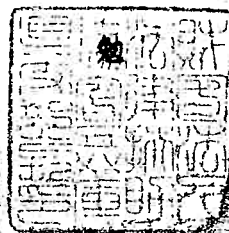
法律扶助協会兵庫県支部

支部長 官 内

松 下 昇 殿

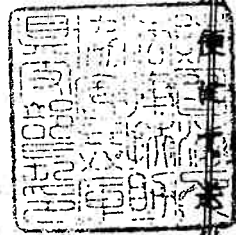
御 通 知

貴殿より申込みのありました懲戒免職処分審査請求事件につきまして、当支部扶助審査委員会に於て慎重審議致しました結果、人事院に対する不服申立において不服事由が容れられる見込みがないと判断されるため不採択となり遺憾乍ら扶助することができなくなりました。



法財人団 法律扶助協会兵庫県支部

右懸しからずご了承下さるようご通知申し上げます。  
なお、お申込みの際ご提出頂きました書類等を別便にて  
お返しますのてよろしくご査収願います。



〒650 神戸市生田区橘通二丁目三〇番地  
電話神戸(市)七〇六一〜三番  
神戸弁護士会内

河村隆二様

10-25にお返しするつもりでいた資料を送ります。

11月中旬には五月三日の会通信の内容紙に添綴

した時の会通信の巻頭号(約40ページ)をお

送りします。必要書類をお知らせ下さい。

1978.10.26

松下 昇